

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議規約（案）

（名称）

第１条 本会は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第２条 「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築し、提言することを目的とする。

（委員の任命）

第３条 委員は、学識経験がある者から、国土交通大臣が任命する。

（会議）

第４条 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、国土交通大臣が指名する。

２ 座長は、議長として会議の議事を整理する。

３ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

４ 会議は原則として非公開で開催する。

５ 会議配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

６ 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

７ 会議における議事録については、あらかじめ委員に確認の上、発言者氏名を除いたものを国土交通省ホームページに公開するものとする。

（事務局）

第５条 会議の事務局は、河川局河川計画課に置く。

２ 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第６条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

１ この会議は、平成２１年〇〇月〇〇日から施行する。